

表1 健全化判断比率

東村山市		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(実質黒字比率4.50) [同2.82]	12.03[12.05]	20.0[20.0]
連結実質赤字比率	(連結実質黒字比率5.67) [同4.15]	17.03[17.05]	40.0[40.0]
実質公債費比率	5.0[6.7]	25.0[25.0]	35.0[35.0]
将来負担比率	76.8[104.7]	350.0[350.0]	-[-]

実質赤字比率、連結実質赤字比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。平成20年度数値は[]で表示しています。

表2 資金不足比率

特別会計の名称	経営健全化基準
下水道事業特別会計	20.0[20.0]

資金不足比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。平成20年度数値は[]で表示しています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成20年4月1日に一部施行され、平成21年4月1日から全面施行となりました。

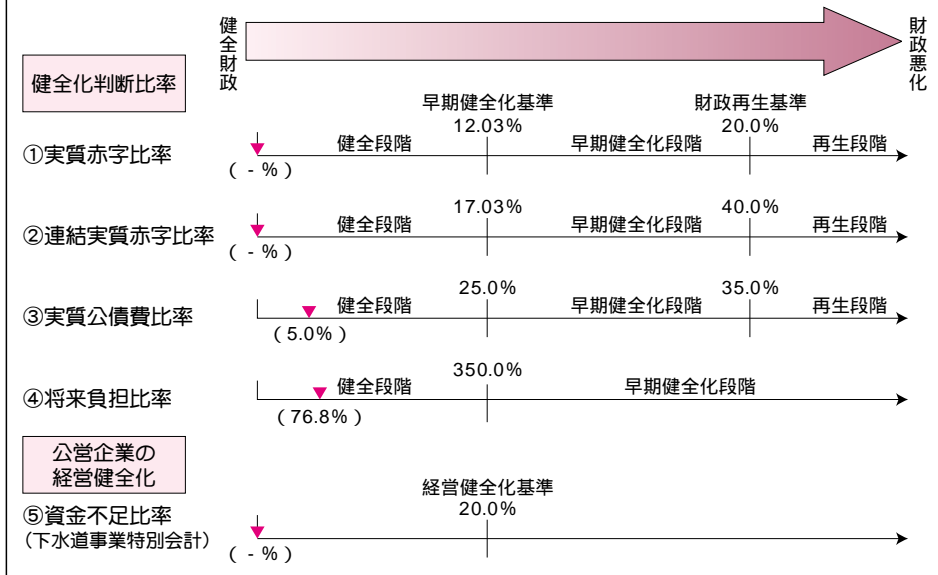
この法律では、財政健全化にかかる指標（健全化判断比率、資金不足比率）を市の監査委員の監査に付した上で議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務づけられています。平成20年度決算からこれらの比率のいずれかが国の定める早期健全化基準・経営健全化基準を超える場合には、財政健全化計画・経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による取り組みを図ることとされています。また、財政再生基準を超える場合は、財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生の手続きにより財政の健全化を図ることとされています。

当市の平成21年度決算における健全化判断比率・資金不足比率は左表のとおりです。

財政健全化法に基づく東村山市の財政指標

問い合わせ 経営政策部財政課

グラフ 財政健全化法による基準でみる当市の現状



実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成20年4月1日に一部施行され、平成21年4月1日から全面施行となりました。

この法律では、財政健全化にかかる指標（健全化判断比率、資金不足比率）を市の監査委員の監査に付した上で議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務づけられています。平成20年度決算からこれらの比率のいずれかが国の定める早期健全化基準・経営健全化基準を超える場合には、財政健全化計画・経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による取り組みを図ることとされています。また、財政再生基準を超える場合は、財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生の手続きにより財政の健全化を図ることとされています。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

公営企業などの資金不足額

公営企業の経営健全化

公営企業ごとの資金不足額

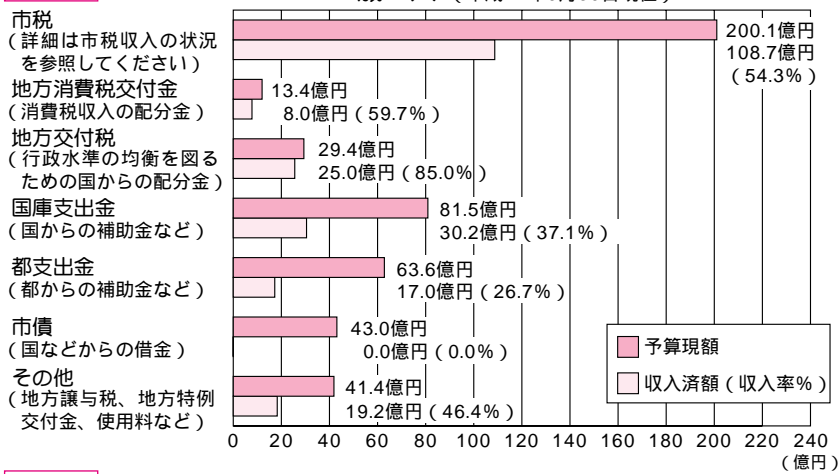
連結実質赤字比率

特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

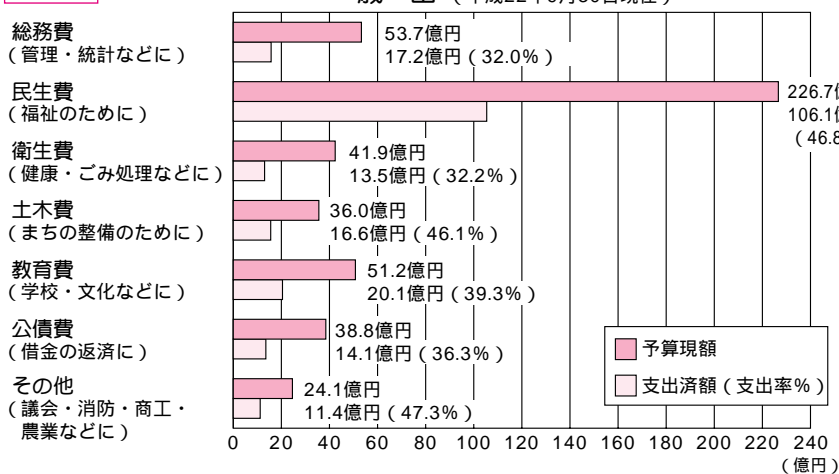
実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（一部事務組合への負担金のうち組合の借入金の償還金に充てたと認められるもの等）の標準財政規模に対する比率

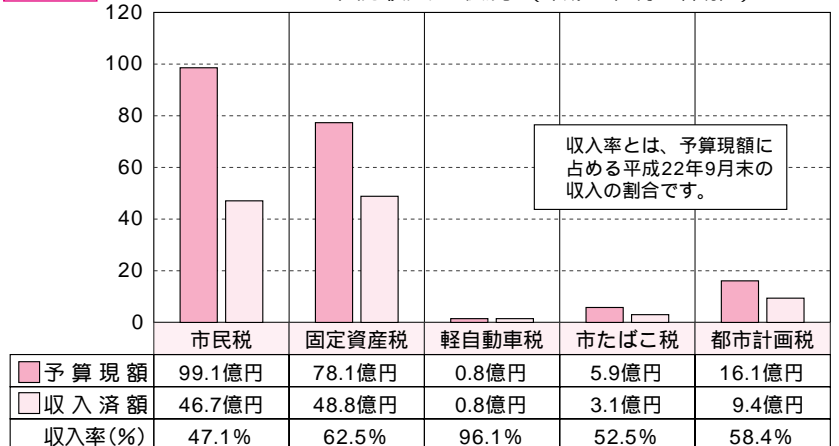
グラフ1



グラフ2



グラフ3



市では、市の財政状況がどのようになっているのかをお知らせするため、年2回、各会計の執行状況などを公表しています。

今回は、平成22年度上半期（4月1日～9月30日）の財政状況をお知らせします。

なお、金額等は、9月30日現在のものです。

平成22年度上半期 4月1日～9月30日 の財政状況

問い合わせ 経営政策部財政課

表1 収入及び支出の概況

1回の補正を行い、以下の予算現額となっています。 (平成22年9月30日現在)

会計別	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	472億3,699万4千円	208億1,191万6千円	44.0%	199億1,002万0千円	42.1%
国民健康保険事業	152億9,478万7千円	61億1,859万7千円	40.0%	62億9,355万3千円	41.1%
後期高齢者医療	25億5,797万9千円	12億1,402万9千円	47.5%	8億2,747万3千円	32.3%
老人保健医療	679万8千円	364万1千円	53.6%	77万8千円	11.4%
介護保険事業	82億1,681万3千円	39億8,658万8千円	48.5%	35億6,979万0千円	43.4%
下水道事業	44億1,480万2千円	19億9,208万8千円	45.1%	19億1,039万5千円	43.3%
合 計	777億2,817万3千円	341億1,685万9千円	43.9%	325億1,200万9千円	41.8%

一般会計の予算現額には前年度からの繰越明許費・継続費の繰越額を含みます。特別会計とは特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合（法律で定めるものを含む）、一般会計と区別してその収支を個別に経理する会計をいいます。

グラフ4

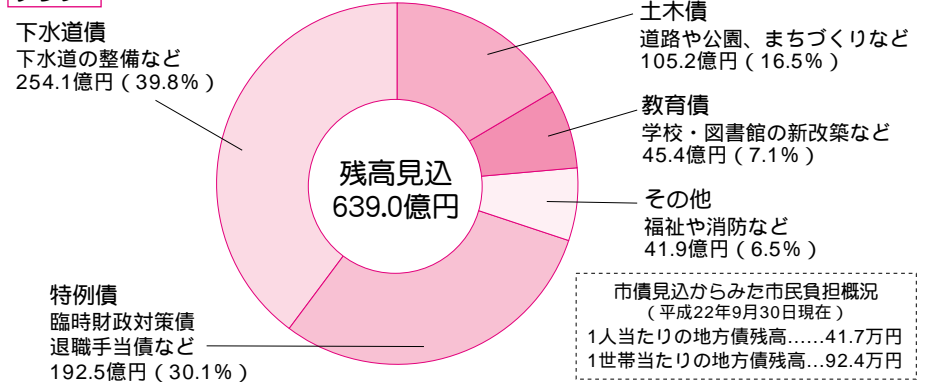


表2 基金

平成22年度末残高の見込

特定目的基金	残高 (万円)
財政調整基金	42億1,232万円
減債基金	21億8,064万円
職員退職手当基金	1,824万円
公共施設整備基金	2億7,620万円
西武園競輪場周辺対策整備基金	5億4,373万円
ふるさと創生基金	6,921万円
国際交流及び姉妹都市交流基金	5,757万円
長寿社会対策基金	2億1,435万円
アメニティ基金	6,576万円
秋水園周辺対策施設整備基金	2億2,844万円
緑地保全基金	6万円
人権の森構想推進基金	5億4,000万円
民設公園取得基金	813万円
1,000万円	1,000万円

一時借入金 (平成22年9月30日現在) 市の借入金には、市債のほか、一時借入金があります。一時借入金は、一時的に現金が不足する場合に年度内の返還を条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。一般会計、特別会計とも、9月末現在の一時借入金はありません。

特定目的基金とは特定の目的のために積み立てている市の貯金です。